

事務局レベル UP! 講習会を開催しました

8月6日(木)、会員組合の職員の方々を対象に、組合法及び組合会計基準に基づいた組合会計の専門的知識を得るため、上杉英明税理士事務所の上杉英明氏を講師に迎え、講習会を開催しました。

講習会では、まず、決算書の読み方について学び、その後、実際に仕訳・勘定記入を行い、合計残高試算表、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案の作成を実習しました。

参加者からは、「今まで前任者の書類を見て事務処理を行ってきたが、受講して内容等が理解できた。」「今年の4月に入っただけだが、決算の流れがわかった。」との感想がありました。

講習会の様子と上杉英明氏（右）。



HOTOPICS 7

「高校生等の採用枠と応募機会の維持・拡大」について、協力要請がありました。

7月15日(水)、三重県雇用経済部 廣田恵子部長と三重労働局の川口達三局長が中央会宛に来春卒業予定の高校生と特別支援学校高等部生の就職・採用についての要望書を提出、当会佐久間会長が受け取りました。

これは、毎年この時期に三重労働局、三重県、三重県教育委員会等が要請しているもので、廣田部長、川口局長から、一人でも多くの卒業予定者が就職内定を得られるようにと、採用枠と応募機会の維持・拡大とともに就職希望者への就業体験、事業所見学といったキャリア教育など事業所の取り組みについて協力を依頼されました。

佐久間会長は、「県内の中小企業へ広く周知し、内定率の向上を目指したい。」と応じました。

会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



要望書を受けとる佐久間中央会会長

HOT INFO

三重県内の最低賃金は、時間額771円に改正されました。(10月1日発効)

特定(産業別) 最低賃金		効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額 814円	H26.12.20
三重県鋁鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金	日 額 5,907円	H10.12.15
	時間額 県最低(771円)	(H27.10.1)
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額 833円	H26.12.20
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額 829円	H26.12.20
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額 県最低(771円)	(H27.10.1)
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 819円	H26.12.20
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 854円	H26.12.20

One
Line

事業主の皆様へ

労働者の育児休業の円滑な取得、職場復帰を促進するために、育休復帰支援プランコースをご活用ください! 詳しくは、三重労働局 雇用均等室 (TEL.059-226-2318) へお尋ねください。